

令和 8 年 3 月 3 1 日

○条例

- 小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例
- 小田原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 小田原市県営土地改良事業分担金徴収条例
- 小田原市個人情報保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例
- 小田原市議会委員会条例の一部を改正する条例
- 小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 小田原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 小田原市介護保険条例の一部を改正する条例
- 小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 小田原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 小田原市市税条例の一部を改正する条例

○規則

- 組織機構の再編整備等に伴う関係規則の整備に関する規則
- 小田原市個人情報保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
- 小田原市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則
- 小田原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則
- 小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
- 小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
- 小田原市病院事業の料金等に関する条例の施行期日を定める規則
- 小田原市職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 小田原市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則
- 小田原市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

小田原市公共工事の前払金に関する規則の一部を改正する規則

小田原市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市建築確認等取扱規則の一部を改正する規則

小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市学校給食費等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則

小田原市救急業務規則の一部を改正する規則

小田原市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

橘地域認定こども園整備事業者選定委員会規則を廃止する規則

小田原市財務規則の一部を改正する規則

小田原市市税条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例

[制定理由]

元環境部職員の不祥事等に関連し、市長の給料を減額するため制定する。

[内 容]

令和8年4月分の市長の給料月額を次のように減額することとする。(第2条関係)

減額後の給料月額	本来の給料月額	減 額 率
49万4,000円	98万8,000円	50パーセント

[適 用]

令和8年4月分の市長の給料月額について適用

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

## 小田原市条例第 8 号

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例

(趣旨)

**第 1 条** この条例は、小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和 3 7 年小田原市条例第 4 号。以下「特別職給与条例」という。）第 3 条第 1 項第 1 号に規定する市長の給料の月額について特例を定めるものとする。

(給料の減額)

**第 2 条** 令和 8 年 4 月分の市長の給料の月額は、特別職給与条例第 3 条第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、同号に定める額からその 1 0 分の 5 に相当する額を減じた額とする。

(適用除外)

**第 3 条** 前条の規定にかかわらず、令和 8 年 4 月分の市長の地域手当の額及び同月中に市長に支給事由が生じた場合における退職手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、特別職給与条例第 3 条第 1 項第 1 号に定める額とする。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和 8 年 4 月 3 0 日限り、その効力を失う。

## 小田原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

### [制定理由]

児童福祉法の規定に基づき、本市における乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため制定する。

### [内 容]

#### 1 最低基準の目的（第3条関係）

最低基準は、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

#### 2 最低基準の向上（第4条関係）

市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができることとするほか、市は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。

#### 3 最低基準と乳児等通園支援事業者（第5条関係）

乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならないこととするほか、最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならないこととする。

#### 4 乳児等通園支援事業者の一般原則（第6条関係）

乳児等通園支援事業者の一般原則を次のように定めることとする。

- (1) 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
- (2) 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該乳児等通園支援事業者が行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- (3) 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- (4) 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果

を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(5) 乳児等通園支援事業所には、事業の目的を達成するために必要な設備を設けるほか、その構造設備は、利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

5 その他の最低基準（第7条関係）

1から4までに定めるもののほか、最低基準は、これらを考慮して規則で定めることとする。

[適用]

令和 8 年 4 月 1 日

小田原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

## 小田原市条例第 9 号

小田原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

**第 1 条** この条例は、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 3 4 条の 1 6 第 1 項の規定に基づき、本市における乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

(定義)

**第 2 条** この条例において使用する用語は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）において使用する用語の例による。

(最低基準の目的)

**第 3 条** 最低基準は、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業所の管理者を含む。）が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

**第 4 条** 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

**第 5 条** 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者におい

ては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

**第6条** 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(委任)

**第7条** 第3条から前条までに規定するもののほか、最低基準は、これらの規定を考慮して規則で定める。

## 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 小田原市県営土地改良事業分担金徴収条例

### [制定理由]

土地改良法に基づく県営土地改良事業に係る分担金の徴収に関し必要な事項を定めるため制定する。

### [内 容]

#### 1 分担金の徴収（第2条関係）

市は、県営土地改良事業に要する費用の一部を負担するときは、次に掲げる者から分担金を徴収することとする。

(1) 当該県営土地改良事業によって利益を受ける者で、その事業の施行に係る地域内にある土地につき土地改良法に規定する資格を有する者

(2) (1)のほか、当該県営土地改良事業によって著しく利益を受ける者

#### 2 分担金の額（第3条関係）

分担金の総額は、県営土地改良事業に要する費用につき市が負担する費用の額の範囲内で市長が定める額とすることとする。また、1に掲げる者からそれぞれ徴収する分担金の額は、当該県営土地改良事業の施行に係る土地の地積割を基準とし、これに受益の程度を勘案して市長が定める額とすることとする。

#### 3 分担金の徴収方法（第4条関係）

分担金は、県営土地改良事業が完了した年度（当該県営土地改良事業が完了する以前にその地域内にある土地の一部につき受けるべき利益の全てが発生した場合には、その利益の全てが発生した年度）において徴収することとし、市長が必要と認める場合には、当該分担金を分割して徴収することができることとする。

#### 4 延滞金（第5条関係）

分担金を納期限までに納付しない者に対しては、小田原市諸収入金に対する延滞金徴収条例の定めるところにより延滞金を徴収することとする。

#### 5 分担金の減免等（第6条関係）

市長は、天災その他特別な理由があると認めるときは、分担金を減額し、若しくは免除し、又はその徴収を猶予することができることとする。

### [適 用]

令和 8 年 4 月 1 日

小田原市県営土地改良事業分担金徴収条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

## 小田原市条例第 10 号

小田原市県営土地改良事業分担金徴収条例

(趣旨)

**第 1 条** この条例は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。）

第 9 1 条第 3 項の規定による県営土地改良事業に係る分担金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(分担金の徴収)

**第 2 条** 市は、法第 9 1 条第 2 項の規定に基づき県営土地改良事業に要する費用の一部を負担するときは、次に掲げる者から分担金を徴収する。

(1) 当該県営土地改良事業によって利益を受ける者であつて、その事業の施行に係る地域内にある土地につき法第 3 条に規定する資格を有する者

(2) 前号に掲げる者のほか、当該県営土地改良事業によって著しく利益を受ける者

(分担金の額)

**第 3 条** 前条の規定により市が徴収する分担金の総額は、当該県営土地改良事業に要する費用につき法第 9 1 条第 2 項の規定に基づき市が負担する費用の額の範囲内で市長が定める額とする。

2 前条各号に掲げる者からそれぞれ徴収する分担金の額は、当該県営土地改良事業の施行に係る土地の地積割を基準とし、これに受益の程度を勘案して市長が定める額とする。

(分担金の徴収方法)

**第 4 条** 第 2 条の規定により市が徴収する分担金は、当該県営土地改良事業が完了した年度（当該県営土地改良事業が完了する以前において当該県営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき当該県営土地改良事業の完了によって受けるべき利益の全てが発生した場合には、その利益の全てが発生した年度）において徴収する。

ただし、市長が必要と認める場合には、当該分担金を分割して徴収することができる。

(延滞金)

**第5条** 分担金を納期限までに納付しない者に対しては、小田原市諸収入金に対する延滞金徴収条例（昭和38年小田原市条例第35号）の定めるところにより延滞金を徴収する。

(分担金の減免等)

**第6条** 市長は、天災その他特別な理由があると認めるときは、分担金を減額し、若しくは免除し、又はその徴収を猶予することができる。

(委任)

**第7条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### **附 則**

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 小田原市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例

### [改正理由]

病院事業管理者に対する診療記録に係る保有個人情報の開示請求について手数料を徴収することとするため改正する。

### [内 容]

#### 1 診療記録に係る保有個人情報の開示請求に対する手数料の徴収（第4条関係）

病院事業管理者が保有する保有個人情報であつて、診療記録（診療録その他の診療等に関する記録で病院事業管理者が別に定めるものをいう。）に記録されているものの開示請求については、病院事業管理者は、当該開示請求1件につき2,200円の手数料を開示の際に徴収することとする。

#### 2 手数料の減額又は免除（第4条関係）

病院事業管理者は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、1の手数料を減額し、又は免除することができることとする。

### [適 用]

公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日

小田原市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

## 小田原市条例第 1 1 号

小田原市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例

小田原市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年小田原市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項中「市長」の次に「又は病院事業管理者」を加え、同条に次の 2 項を加える。

5 第 1 項の規定にかかわらず、病院事業管理者が保有する保有個人情報であって、診療記録（診療録その他の診療等に関する記録で病院事業管理者が別に定めるものをいう。）に記録されているものの開示請求については、病院事業管理者は、当該開示請求 1 件につき 2, 2 0 0 円の手数料を開示の際に徴収するものとする。

6 第 4 項の規定は、前項の手数料について準用する。この場合において、第 4 項中「市長又は病院事業管理者は、第 2 項の場合（特定個人情報に係る開示の場合に限る。）において」とあるのは「病院事業管理者は」と、「同項」とあるのは「次項」と読み替えるものとする。

### 附 則

この条例は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

小田原市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

## 小田原市条例第 1 2 号

小田原市議会委員会条例の一部を改正する条例

小田原市議会委員会条例（昭和 3 9 年小田原市条例第 6 6 号）の一部を次のように改正する。

別表中 「文化部、福祉健康部、子ども若者部、市立病院及び教育委員会の所管に属する事項」 を

「文化部、福祉健康部、子ども若者部、市立総合医療センター及び教育委員会の所管に属する事項」 に改める。

### 附 則

この条例は、小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和 7 年小田原市条例第 2 8 号）附則第 1 項本文に規定する日から施行する。

## 小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

### [改正理由]

教育委員会の附属機関として小田原市学校給食のあり方検討委員会を設置する等のため改正する。

### [内 容]

#### 1 附属機関の設置（別表関係）

教育委員会の附属機関として次の委員会を設置することとする。

名 称	設 置 目 的	委員の数
小田原市学校給食のあり方検討委員会	学校給食のあり方に関する事項につき、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	10人以内

#### 2 附属機関の廃止（別表関係）

橘地域認定こども園整備事業者選定委員会を廃止することとする。

### [適 用]

令和 8 年 4 月 1 日

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

### 小田原市条例第 1 3 号

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

小田原市附属機関設置条例（昭和 5 4 年小田原市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部橘地域認定こども園整備事業者選定委員会の項を削り、同表教育委員会の部小田原市新しい学校づくり検討委員会の項の次に次のように加える。

小田原市学校給食のあり方検討委員会	学校給食のあり方に関する事項につき、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	10人以内
-------------------	---	-------

### 附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

新たに設置する附属機関の委員及び幼保連携型認定こども園医等の報酬額を定めるため改正する。

[内 容]

1 附属機関の委員の報酬額の設定（別表第3関係）

小田原市学校給食のあり方検討委員会の委員の報酬額を次のように定めることとする。

区 分		報 酬 日 額
小田原市学校給食のあり方検討委員会	委 員	15,000円以内

2 幼保連携型認定こども園医等の報酬額の設定（別表第4関係）

幼保連携型認定こども園医、幼保連携型認定こども園歯科医、幼保連携型認定こども園薬剤師及び幼稚園薬剤師の報酬額を次のように定めることとする。

区 分	報 酬 額	
幼保連携型認定こども園医	年 額	174,800円以内
幼保連携型認定こども園歯科医	年 額	174,800円以内
幼保連携型認定こども園薬剤師	年 額	174,800円以内
幼稚園薬剤師	年 額	174,800円以内

[適 用]

令和8年4月1日

小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

### 小田原市条例第 1 4 号

小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例（昭和 4 4 年小田原市条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 小田原市学校給食費検討委員会の項の次に次のように加える。

小田原市学校給食のあり方検討委員会	委員	1 5, 0 0 0 円以内
-------------------	----	----------------

別表第 4 保育園嘱託歯科医の項の次に次のように加える。

幼保連携型認定こども園医	年額	1 7 4, 8 0 0 円以内
幼保連携型認定こども園歯科医	年額	1 7 4, 8 0 0 円以内
幼保連携型認定こども園薬剤師	年額	1 7 4, 8 0 0 円以内

別表第 4 幼稚園歯科医の項の次に次のように加える。

幼稚園薬剤師	年額	1 7 4, 8 0 0 円以内
--------	----	------------------

### 附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

## 小田原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

### [改正理由]

国家公務員の給与制度に準じて、通勤のため自動車等を使用する職員に支給する通勤手当の支給上限額を引き上げるとともに、新たに駐車場等に係る通勤手当を支給する等のため改正する。

### [内 容]

#### 1 通勤手当の支給上限額の引上げ（第10条関係）

通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員に支給する通勤手当の支給上限額を次のように引き上げることとする。

改 正 後	改 正 前
66,400円	38,700円

#### 2 駐車場等に係る通勤手当の新設（第10条関係）

通勤のため自動車等を使用する職員であって、駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とするものに対し、新たに、1月につき5,000円を超えない範囲内で1月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額を通勤手当として支給することとする。

#### 3 給与からの控除項目の追加（第24条関係）

市立幼保連携型認定こども園に勤務する職員の給食費は、給与を支給する際に、これを控除することができることとする。

#### 4 その他

規定を整備することとする。

### [適 用]

令和8年4月1日

小田原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

## 小田原市条例第 1 5 号

小田原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

小田原市職員の給与に関する条例（昭和 3 7 年小田原市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 3 項第 2 号中「3 8, 7 0 0 円」を「6 6, 4 0 0 円」に、「において」を「で自動車等の使用距離の区分に応じて」に改め、同条第 6 項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第 7 項とし、同条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第 1 号及び第 7 項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5, 0 0 0 円を超えない範囲内で 1 箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第 2 4 条第 6 号中「市立保育所」の次に「、市立幼保連携型認定こども園」を加える。

## 附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

## 小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

### [改正理由]

国民健康保険法施行令が一部改正され、国民健康保険の保険料において子ども・子育て支援納付金賦課額が新設されるほか、所得の少ない世帯に対する保険料の軽減措置が拡大されることに伴い、本市の保険料についてこれに応じた措置を講ずるため改正する。

### [内 容]

#### 1 子ども・子育て支援納付金賦課額の新設

##### (1) 保険料の賦課額への追加（第10条関係）

保険料の賦課額に、子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるための子ども・子育て支援納付金賦課額を追加することとする。

##### (2) 子ども・子育て支援納付金賦課総額（第16条関係）

子ども・子育て支援納付金賦課総額は、当該年度における子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の見込額からこれに係る当該年度における補助金、貸付金等の収入の見込額を控除した額を基準として算定した額とすることとする。

##### (3) 子ども・子育て支援納付金賦課額（第16条の2関係）

子ども・子育て支援納付金賦課額は、各世帯について算定した所得割額及び被保険者均等割額の総額並びに世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後である被保険者について算定した被保険者均等割額を加算した額とすることとする。

##### (4) 子ども・子育て支援納付金賦課総額に対する割合等（第16条の3及び第16条の4関係）

子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額について、これら子ども・子育て支援納付金賦課総額に対する割合を次のように定めることとするほか、子ども・子育て支援納付金賦課額の算定方法を、保険料の基礎賦課額に係る規定に準じて定めることとする。

区	分	賦課総額に対する割合
---	---	------------

所得割	100分の55
被保険者均等割	100分の30
世帯別平等割	100分の15

(5) 子ども・子育て支援納付金賦課限度額（第16条の5関係）

子ども・子育て支援納付金賦課限度額は、国民健康保険法施行令に規定する基準額（3万円）とすることとする。

(6) 子ども・子育て支援納付金賦課額の減額（第19条の2～第19条の2の4関係）

世帯主等について算定した総所得金額等の合算額が一定の金額を超えない世帯又は世帯に未就学児若しくは出産被保険者がある世帯に対する子ども・子育て支援納付金賦課額の減額に係る基準を、保険料の基礎賦課額に係る規定に準じて定めることとするほか、世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者がある場合には、当該世帯の世帯主に対して賦課する子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額から当該被保険者に係る保険料率に相当する額を減額することとする。

2 保険料の軽減対象の拡大（第19条の2関係）

保険料の基礎賦課額の軽減対象世帯の基準について、軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗ずる金額を次のように引き上げることとする。

区分	改正後	改正前
5割軽減の対象となる世帯	31万円	30万5,000円
2割軽減の対象となる世帯	57万円	56万円

3 その他

規定を整備することとする。

[適用]

令和8年度以後の年度分の保険料について適用

小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

## 小田原市条例第 1 6 号

小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

小田原市国民健康保険条例（昭和 3 4 年小田原市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条に次の 1 号を加える。

- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（令第 2 9 条の 7 第 1 項第 4 号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第 1 0 条の 2 第 1 号イ中「並びに介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）の次に「並びに子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同号カ及び同条第 2 号イ中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第 1 4 条第 1 項第 4 号ア及び第 1 5 条の 5 の 6 第 1 項第 4 号ア中「イ又はウに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に改める。

第 1 6 条を次のように改める。

（子ども・子育て支援納付金賦課総額）

**第 1 6 条** 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第 1 9 条の 2 から第 1 9 条の 2 の 4 までの規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第 2 5 条第 1 項の規定による保険料の減免を行う場合には、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額に第 3 号に掲げる額の見込額を合算した額を

基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（神奈川県国民健康保険事業会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

イ 第19条の2の4に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ アに掲げるもののほか、小田原市国民健康保険事業特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

(3) 当該年度における第25条第1項の規定による子ども・子育て支援納付金賦課額の減免の額の総額

第16条の次に次の4条を加える。

（子ども・子育て支援納付金賦課額）

**第16条の2** 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定）

**第16条の3** 前条の所得割額は、被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率）

**第16条の4** 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第16条第1号イに掲げる額の見込額及び同号イに係る同条第3号に掲げる額の見込額の合算額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額（以下この項において「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。）の100分の55に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の30に相当する額を当該年度の初日における被保険者の数で除して得た額

(3) 18歳以上被保険者均等割 第16条第1号イに掲げる額の見込額及び同号イに係る同条第3号に掲げる額の見込額の合算額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を、当該年度の初日における18歳以上被保険者の数で除して得た額

(4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の15に相当する額を当該年度の初日における被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数との合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

**第16条の5** 第16条の2の子ども・子育て支援納付金賦課額は、令第29条の7第5項第10号に規定する額を超えることができない。

第18条第1項中「若しくは第15条の5の3」を「、第15条の5の3若しくは第16条の2」に、「、第15条の7」を「若しくは第15条の7」に改め、「第19条の2第1項各号」の次に「（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）」を加え、「同条第3項若しくは第4項において読み替えて準用する同条第1項各号」を「同条第5項各号に定める額、第19条の2の2第1項（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、同条第5項（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第19条の2の3第1項各号（同条第3項から第5項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、同条第6項各号（同条第8項から第10項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは第19条の2の4第1項」に改め、同条第2項中「若しくは第15条の5の3の額、第15条の7」を「、第15条の5の3、第15条の7若しくは第16条の2」に、「同条第3項若しくは第4項において読み替えて準用する同条第1項各号」を「同条第5項各号に定める額、第19条の2の2第1項に定める額、同条第5項に定める額、第19条の2の3第1項各号に定める額、同条第6項各号に定める額若しくは第19条の2の4第1項」に改める。

第19条の2第1項第1号中「第3号」の次に「並びに第5項」を加え、同項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同条に次の2項を加える。

5 次の各号のいずれかに該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第16条の2の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第16条の5に規定する子ども・子育て支援納付金賦課限度額を超えるときは、当該子ども・子育て支援納付金賦課限度額）とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属

する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に31万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数との合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当するもの以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に57万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数との合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当するもの以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

6 第16条の4第2項及び第3項の規定は、前項の減額する額について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

第19条の2の2第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、「第15条の5の6」との次に「、「前条第1項各号」とあるのは「前条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第14条」とあるのは「第16条の4」と、第2項中「第14

条第3項」とあるのは「第16条の4第3項」と読み替えるものとする。

第19条の2の2に次の1項を加える。

- 8 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第14条」とあるのは「第16条の4」と、「前条第1項各号」とあるのは「前条第5項各号」と、第6項中「第14条第3項」とあるのは「第16条の4第3項」と読み替えるものとする。

第19条の2の3第1項中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に、「(第5項)を(第6項)に改め、同項第1号中「第32条の10の2」を「第32条の10の3」に改め、同条第8項中「第5項」を「第6項」に、「第6項」を「第7項」に改め、「当該介護納付金賦課限度額」との次に「、「第19条の2第1項各号」とあるのは「第19条の2第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第5項」を「第6項」に改め、「当該後期高齢者支援金等賦課限度額」との次に「、「第19条の2第1項各号」とあるのは「第19条の2第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第16条の2」と、「第15条の5に規定する基礎賦課限度額」とあるのは「第16条の5に規定する子ども・子育て支援納付金賦課限度額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、第2項中「第14条第2項」とあるのは「第16条の4第2項」と読み替えるものとする。

第19条の2の3に次の1項を加える。

- 10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第16条の2」と、「第15条の5に規定する基礎賦課限度額」とあるのは「第16条の5に規定する子ども・子育て支援納付金賦課限度額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18

歳以上被保険者均等割」と、「第19条の2第1項各号」とあるのは「第19条の2第5項各号」と、第7項中「第14条第2項」とあるのは「第16条の4第2項」と読み替えるものとする。

第19条の2の3の次に次の1条を加える。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

**第19条の2の4** 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第16条の4の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第19条の2第5項、第19条の2の2第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

2 第16条の4第3項の規定は、前項の減額する額について準用する。この場合において、同条第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

第19条の3中「及び第19条の2第1項」を「、第15条の5の4、第15条の8及び第16条の3並びに第19条の2第1項（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第5項」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第10条、第10条の2、第16条から第16条の5まで、第18条及び第19条の2から第19条の3までの規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

## 小田原市介護保険条例の一部を改正する条例

### [改正理由]

介護保険法施行令が一部改正され、地方税における給与所得控除の見直しに伴う令和8年度の保険料率の算定に係る特例が定められることに伴い、本市の保険料についてこれに応じた措置を講ずるため改正する。

### [内 容]

- 1 令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例（附則第10条関係）

給与所得のある第1号被保険者であって、令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上190万円未満であるものの一部について令和8年度分の保険料率を算定するに当たり、その合計所得金額を令和7年度税制改正による地方税の給与所得控除の最低保障額引上げ前の額と同額とするための算定方法の特例を定めることとする。

- 2 令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例（附則第11条関係）

第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、令和7年の給与所得のある者であって、一定の要件に該当するものがあるときは、当該第1号被保険者を市町村民税世帯非課税者に該当しない者とみなして令和8年度分の保険料率を算定する等の特例を定めることとする。

- 3 令和8年度の保険料に係る減免手続の特例（附則第12条関係）

市長が別に定める特別の事情に該当すると認められる者に対して令和8年度分の保険料を減額し、又は免除する場合には、当該保険料の減額又は免除を受ける者からの申請書等の提出を要しないこととする。

### [適 用]

令和8年度分の保険料について適用

小田原市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

## 小田原市条例第 1 7 号

小田原市介護保険条例の一部を改正する条例

小田原市介護保険条例（平成 1 2 年小田原市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 3 条を加える。

（令和 8 年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

**第 1 0 条** 第 1 号被保険者（令和 8 年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和 8 年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第 2 9 4 条第 3 項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第 1 項において同じ。）のうち、令和 7 年の合計所得金額に給与所得（所得税法第 2 8 条第 1 項に規定する給与所得をいう。以下同じ。）が含まれている者（同年中の給与等（同項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が 5 5 万 1, 0 0 0 円以上 6 5 万 1, 0 0 0 円未満である者に限る。）の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 5 条第 1 項（第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第 1 0 号ア、第 1 1 号ア、第 1 2 号ア、第 1 3 号ア及び第 1 4 号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 6 号ア中「合計所得金額（地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 9 2 条第 1 項第 1 3 号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 3 3 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 3 4 条第 1 項、第 3 4 条の 2 第 1 項、第 3 4 条の 3 第 1 項、第 3 5 条第 1 項、第 3 5 条の 2 第 1 項、第 3 5 条の 3 第 1 項又は第 3 6 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 2 2 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第 2 9 2 条第 1 項第 1 3 号に

規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「合計

所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

**第11条** 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げ

る場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控

除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

- 2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(令和8年度の保険料に係る減免手続の特例)

**第12条** 第13条第1項第5号に該当する者（市長が別に定める特別の事情に該当すると認められる者に限る。）に対する令和8年度分の保険料の減額又は免除については、同条第2項の規定は、適用しない。

#### **附 則**

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

### [改正理由]

下水道事業における包括的維持管理業務に係る委託の対象範囲を拡大することに伴い、附属機関の名称及び設置目的を変更するため改正する。

### [内 容]

小田原市下水道管路包括的維持管理業務事業者選定委員会の名称を小田原市下水道施設包括的維持管理業務事業者選定委員会に変更するほか、その設置目的について所要の規定の整備を行うこととする。（別表関係）

### [適 用]

令和 8 年 4 月 1 日

小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

## 小田原市条例第 1 8 号

小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年小田原市条例第 5 8 号）の一部を次のように改正する。

別表小田原市下水道管路包括的維持管理業務事業者選定委員会の項中「小田原市下水道管路包括的維持管理業務事業者選定委員会」を「小田原市下水道施設包括的維持管理業務事業者選定委員会」に、「下水道管路包括的維持管理業務を」を「下水道施設包括的維持管理業務を」に改める。

### 附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

## 小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

### [改正理由]

病院事業管理者の附属機関として小田原市病院事業の経営形態のあり方検討委員会を設置する等のため改正する。

### [内 容]

#### 1 組織の設置（第5条関係）

病院事業管理者の権限に属する事務を処理するための組織として市立総合医療センターを置くこととする。

#### 2 附属機関の設置（別表関係）

病院事業管理者の附属機関として次の委員会を設置することとする。

名 称	設 置 目 的	委員の数
小田原市病院事業の経営形態のあり方検討委員会	病院事業の経営形態のあり方に関する事項につき、病院事業管理者の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	20人以内

### [適 用]

#### 1 組織の設置

公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日

#### 2 附属機関の設置

令和8年4月1日

小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

### 小田原市条例第 1 9 号

小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市病院事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年小田原市条例第 5 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「次に掲げる局及び部並びに」を「市立総合医療センター及び」に改め、同条各号を削る。

別表小田原市立病院運営審議会の項の次に次のように加える。

小田原市病院事業の経営形態のあり方検討委員会	病院事業の経営形態のあり方に関する事項につき、事業管理者の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	20 人以内
------------------------	--	--------

### 附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条の改正規定は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

## 小田原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

### [改正理由]

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が一部改正され、補償基礎額が引き上げられること等に伴い、本市の非常勤消防団員等の公務災害補償についてこれに応じた措置を講ずるため改正する。

### [内 容]

#### 1 消防作業従事者等の補償基礎額の引上げ（第5条関係）

消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を10,000円（現行は、9,700円）に、最高額を15,000円（現行は、14,500円）に引き上げることとする。

#### 2 補償基礎額の加算額の引上げ等（第5条関係）

配偶者を補償基礎額の加算の対象となる扶養親族から除外するとともに、扶養親族たる子に係る補償基礎額の加算額を次のように引き上げることとする。

改正後	改正前
1人につき433円	1人につき383円

#### 3 非常勤消防団員の補償基礎額の引上げ（別表関係）

非常勤消防団員の補償基礎額を次のように引き上げることとする。

（ ）内の数字は、現行の金額

階 級	勤 務 年 数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	13,340円 (12,900)	14,170円 (13,700)	15,000円 (14,500)
分団長及び副分団長	11,670円 (11,300)	12,500円 (12,100)	13,340円 (12,900)
部長、班長及び団員	10,000円 (9,700)	10,840円 (10,500)	11,670円 (11,300)

### [適 用]

令和8年4月1日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用

小田原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

## 小田原市条例第 2 0 号

小田原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

小田原市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年小田原市条例第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「9, 7 0 0 円」を「1 0, 0 0 0 円」に改め、同号ただし書中「1 4, 5 0 0 円」を「1 5, 0 0 0 円」に改め、同条第 3 項中「1 0 0 円を、第 2 号に該当する扶養親族については 1 人につき 3 8 3 円を、第 3 号から第 6 号まで」を「1 人につき 4 3 3 円を、第 2 号から第 5 号まで」に改め、同項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

別表中

円	円	円
1 2, 9 0 0	1 3, 7 0 0	1 4, 5 0 0
1 1, 3 0 0	1 2, 1 0 0	1 2, 9 0 0
9, 7 0 0	1 0, 5 0 0	1 1, 3 0 0

を

円	円	円
1 3, 3 4 0	1 4, 1 7 0	1 5, 0 0 0
1 1, 6 7 0	1 2, 5 0 0	1 3, 3 4 0
1 0, 0 0 0	1 0, 8 4 0	1 1, 6 7 0

に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 5 条第 2 項及び第 3 項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の

期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

## 小田原市市税条例の一部を改正する条例

### [改正理由]

地方税法が一部改正され、軽自動車税の環境性能割が廃止されること等に伴う所要の措置を講ずるため改正する。

### [内 容]

- 1 軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う規定の整備（第6条、第25条の2～第29条、第37条、新附則第14項、新附則第25項、新附則第26項、旧附則第14項～第16項及び旧附則第30項関係）

地方税法が一部改正され、軽自動車税の環境性能割が廃止されることに伴い、関係規定を整備することとする。

- 2 地方税法施行令の一部改正に伴う規定の整備（附則第6項及び第7項関係）

地方税法施行令の条項に移動が生ずることに伴い、当該移動が生ずる条項を引用する規定を整備することとする。

- 3 令和8年度から令和10年度までの各年度分の軽自動車税の税率に係る軽減措置（新附則第25項関係）

令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた一定の環境性能を有する軽自動車について、軽自動車税の税率に係るこれまでの軽減措置を延長することとする。

### [適 用]

令和8年4月1日

小田原市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

## 小田原市条例第 2 1 号

小田原市市税条例の一部を改正する条例

小田原市市税条例（昭和 5 0 年小田原市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 2 5 条の 2 を削る。

第 2 6 条（見出しを含む。）、第 2 7 条の見出し及び同条第 1 項、第 2 8 条の見出し及び同条第 1 項並びに第 2 9 条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 3 7 条第 2 号中「、法第 4 5 4 条」を削る。

附則第 6 項及び第 7 項中「附則第 1 2 条第 1 9 項」を「附則第 1 2 条第 2 0 項」に改める。

附則第 1 4 項から第 1 6 項までを削る。

附則第 1 7 項の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同項中「法第 4 4 4 条第 3 項に規定する」を「道路運送車両法第 6 0 条第 1 項後段の規定による」に、「附則第 2 8 項から第 3 0 項まで」を「附則第 2 5 項及び第 2 6 項」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同項を附則第 1 4 項とする。

附則第 1 8 項の前の見出しを削り、同項を附則第 1 5 項とし、同項の前に見出しとして「（平成 1 8 年度分の個人の市民税の課税の特例）」を付し、附則第 1 9 項を附則第 1 6 項とする。

附則第 2 0 項の前の見出しを削り、同項を附則第 1 7 項とし、同項の前に見出しとして「（平成 1 9 年度分の個人の市民税の課税の特例）」を付し、附則第 2 1 項を附則第 1 8 項とする。

附則第 2 2 項の前の見出しを削り、同項を附則第 1 9 項とし、同項の前に見出しとして「（旧民法第 3 4 条の法人から移行した法人等に係る市民税の特例）」を付し、附則

中第23項を第20項とし、第24項から第27項までを3項ずつ繰り上げる。

附則第28項の前の見出しを削り、同項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同項を附則第25項とし、同項の前に見出しとして「（令和8年度から令和10年度までの各年度分の軽自動車税の税率の特例）」を付する。

附則第29項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の種別割」を「令和8年度分の軽自動車税」に改め、同項を附則第26項とする。

附則中第30項を削り、第31項を第27項とし、第32項を第28項とする。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（軽自動車税に関する経過措置）

2 改正後の小田原市市税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

3 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

5 この条例の施行前にした行為並びに前2項の規定によりなお従前の例によることとされる軽自動車税の環境性能割及び種別割に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 組織機構の再編整備等に伴う関係規則の整備に関する規則

### [制定理由]

組織機構の再編整備等に伴い、小田原市事務分掌に関する規則ほか19件の規則について所要の整備を行うため制定する。

### [内 容]

#### 1 小田原市事務分掌に関する規則の一部改正（整備規則第1条関係）

市長の事務部局の組織及び事務分掌を次のように変更することとする。

##### (1) コンプライアンス推進室関係

新たに設置するコンプライアンス推進室にコンプライアンス推進係を置くこととする。また、同室にこれまで企画部コンプライアンス推進課が分掌していた事務を分掌させることとする。

##### (2) 企画部関係

###### ア 課の新設

財政課及び資産マネジメント課を設置し、財政課に財政係を、資産マネジメント課に資産マネジメント係を置くこととする。

###### イ 課の廃止

政策調整課、職員課及びコンプライアンス推進課を廃止することとする。

###### ウ 企画政策課関係

移住定住係を廃止し、新たに政策調整係及び財源確保推進係を置くこととする。また、企画政策課に新たに次の事務を分掌させることとする。

(ア) 特命による行政施策の調整に関する事務

(イ) 公民連携に関する事務

###### エ 財政課関係

これまで総務部財政課が分掌していた事務（選挙執行時における選挙管理委員会の補助執行に関する事務を除く。）を分掌させることとする。

###### オ 資産マネジメント課関係

次の事務を分掌させることとする。

(ア) 公共施設の整備及び管理運営の総合的な調整に関する事務

(イ) 公共施設の適正配置に関する事務

###### カ デジタル推進課関係

情報システム課の名称をデジタル推進課に変更するとともに、新たにデジタル推進係を置くこととする。また、同課の事務分掌を次のように整備することとする。

(ア) 情報化及びデジタル化に関する事務について、行政に係るもの以外のものについても分掌させることとする。

(イ) 新たにデジタル社会に係る調査及び研究に関する事務を分掌させることとする。

### (3) 総務部関係

#### ア 課の新設

職員課を設置し、同課に人事研修係及び給与福利係を置くこととする。

#### イ 課の廃止

財政課を廃止することとする。

#### ウ 職員課関係

次の事務を分掌させることとする。

(ア) これまで企画部職員課が分掌していた事務

(イ) 選挙執行時における選挙管理委員会の補助執行に関する事務

#### エ 財産管理課関係

資産経営課の名称を財産管理課に変更するとともに、活用係及び保全係を廃止し、新たに土地係を置くこととする。また、公共施設の適正配置に関する事務を企画部資産マネジメント課に移管することとする。

### (4) 市民部戸籍住民課関係

広域証明発行サービスに関する事務を廃止することとする。

### (5) 文化部関係

#### ア 課に準ずる組織の新設

小田原城総合管理事務所を設置し、同所に計画係、管理係及び史跡整備係を置くこととする。

#### イ 文化政策課関係

歴史的建造物利活用計画に関する事務を文化財課に移管することとする。

#### ウ 文化財課関係

史跡整備係を廃止し、新たに歴史まちづくり係を置くこととする。また、

同課の事務分掌を次のように整備することとする。

(7) 国指定史跡のうち小田原城跡及び石垣山に係る調査及び整備に関する事務を小田原城総合管理事務所に移管することとする。

(イ) 新たに次の事務を分掌させることとする。

a 歴史的風致の維持向上に関する事務

b 歴史的建造物の保存及び活用に関する事務

エ スポーツ課関係

寿町テニス場跡地の管理に関する事務を廃止することとする。

オ 小田原城総合管理事務所関係

次の事務を分掌させることとする。

(7) これまで経済部小田原城総合管理事務所が分掌していた事務

(イ) 国指定史跡のうち小田原城跡及び石垣山に係る調査及び整備に関する事務

(ウ) 教育委員会との連絡調整に関する事務

(6) 環境部環境保護課関係

環境保護課の事務分掌を次のように整備することとする。

ア 野猿対策に関する事務を有害鳥獣等の対策に関する事務に変更することとする。

イ 美化運動に関する事務を美化推進に関する事務に変更することとする。

(7) 福祉健康部関係

ア 障がい福祉課関係

障害児者の福祉対策の企画及び調整に関する事務を障害児者の福祉政策の総括及び企画調整に関する事務に変更することとする。

イ 保険課関係

保険課の事務分掌を次のように整備することとする。

(7) 国民健康保険事業の財政計画に関する事務を国民健康保険の総合的調整に関する事務に変更することとする。

(イ) 旧老人保健事業に係る医療費の給付に関する事務を廃止することとする。

ウ 健康づくり課関係

介護予防推進係を廃止するとともに、介護予防に関する事務を高齡介護課

に移管することとする。

(8) 子ども若者部関係

ア 子ども政策課関係

子育て政策課及び青少年課を再編し、新たに子ども政策課を設置することとし、同課に子ども政策係、青少年育成係及び手当・医療係を置くこととする。また、同課にこれまで子育て政策課及び青少年課が分掌していた事務を分掌させることとする。

イ 保育課関係

新たに次の事務を分掌させることとする。

(ア) 市立幼保連携型認定こども園の管理及び運営に関する事務

(イ) 乳児等通園支援事業の認可に関する事務

(ウ) 乳児等のための支援給付認定に関する事務

(9) 経済部関係

ア 課等の廃止

商業振興課及び小田原城総合管理事務所を廃止することとする。

イ 産業政策課関係

地場産業振興係、企業誘致係及び労政雇用係を廃止し、新たに商業・ものづくり振興係、中心市街地振興係及び企業誘致・労政係を置くこととする。また、産業政策課にこれまで商業振興課が分掌していた事務を分掌させることとする。

ウ 農政課関係

小田原市土砂等による土地の埋立て等に関する条例の廃止に伴い、同条例に関する事務を当該廃止に伴う経過措置として行う規制及び罰則に関する事務に変更することとする。

(10) 都市部都市政策課関係

歴史的風致の維持向上に関する事務を文化部文化財課に移管することとする。

2 組織機構の再編整備等に伴う規定の整備

次に掲げる規則について、組織機構の変更等に伴う所要の規定の整備を行うこととする。

- (1) 小田原市褒賞基金に関する条例施行規則（整備規則第2条関係）
- (2) 小田原市職員の職の設置等に関する規則（整備規則第3条関係）
- (3) 小田原市役所地域センター住民窓口及び窓口コーナー設置規則（整備規則第4条関係）
- (4) 小田原市民間提案審査委員会規則（整備規則第5条関係）
- (5) 小田原市公共施設包括管理業務事業者選定委員会規則（整備規則第6条関係）
- (6) 小田原市ファミリー・サポート・センター事業者及び子育て支援センター指定候補者選定委員会規則（整備規則第7条関係）
- (7) 小田原市こども・若者施策会議規則（整備規則第8条関係）
- (8) 小田原城天守閣等指定候補者選定委員会規則（整備規則第9条関係）
- (9) 小田原市歴史まちづくり協議会規則（整備規則第10条関係）
- (10) 小田原地下街運営評価委員会規則（整備規則第11条関係）
- (11) 小田原市副市長の事務の分担に関する規則（整備規則第12条関係）
- (12) 小田原市公印規則（整備規則第13条関係）
- (13) 小田原市職員被服等貸与規則（整備規則第14条関係）
- (14) 小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（整備規則第15条関係）
- (15) 小田原市財産規則（整備規則第16条関係）
- (16) 社会福祉事務の権限を福祉事務所長に委任する規則（整備規則第17条関係）
- (17) 小田原市保育所職員の給食費に関する規則（整備規則第18条関係）
- (18) 小田原市地価公示台帳の閲覧に関する規則（整備規則第19条関係）
- (19) 小田原市学校給食費検討委員会規則（整備規則第20条関係）

[適用]

令和8年4月1日

組織機構の再編整備等に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

**小田原市規則第 7 号**



組織機構の再編整備等に伴う関係規則の整備に関する規則

(小田原市事務分掌に関する規則の一部改正)

**第1条** 小田原市事務分掌に関する規則(昭和44年小田原市規則第29号)の一部を次のように改正する。

第2条中

「 広報広聴室 広報係 広聴係

企画部

企画政策課 企画政策係 行政経営係 移住定住係

政策調整課 未来創造係 デジタルまちづくり係 を

職員課 人事研修係 給与福利係

コンプライアンス推進課 コンプライアンス推進係

情報システム課 情報システム係 」

「 広報広聴室 広報係 広聴係

コンプライアンス推進室 コンプライアンス推進係

企画部

企画政策課 企画政策係 行政経営係 政策調整係 財源確保推進係 に、

財政課 財政係

資産マネジメント課 資産マネジメント係

デジタル推進課 デジタル推進係 情報システム係 」

「財政課 財政係

資産経営課 管理係 活用係 保全係 を 」

「職員課 人事研修係 給与福利係

財産管理課 管理係 土地係 に、 」

「文化財課 文化財係 史跡整備係 埋蔵文化財係 」を

「文化財課 文化財係 埋蔵文化財係 歴史まちづくり係 」に、

「スポーツ課 管理係 スポーツ振興係 」を

「スポーツ課 管理係 スポーツ振興係 に、

小田原城総合管理事務所 計画係 管理係 史跡整備係 」

「健康づくり課 保健医療係 成人保健係 介護予防推進係 」を

「健康づくり課 保健医療係 成人保健係 」に、

「子育て政策課 子育て政策係 手当・医療係」を  
「子ども政策課 子ども政策係 青少年育成係 手当・医療係」に、  
「保育課 保育係 保育施設係」を  
青少年課 育成係」  
「保育課 保育係 保育施設係」に、  
「福祉健康部及び子ども青少年部の課（保険課、健康づくり課及び青少年課を  
除く。）」を  
「福祉健康部及び子ども若者部の課（保険課及び健康づくり課を除く。）」に、  
「産業政策課 産業政策係 地場産業振興係 企業誘致係 労政雇用係」を  
商業振興課 商業振興係 中心市街地振興係」  
「産業政策課 産業政策係 商業・ものづくり振興係 中心市街地振興係 企  
業誘致・労政係」に、  
「水産海浜課 水産振興係 海岸漁港係」を  
小田原城総合管理事務所 計画係 管理係」  
「水産海浜課 水産振興係 海岸漁港係」に改  
める。

第3条広報広聴室の事務分掌の次に次の室名及び事務分掌を加える。

#### コンプライアンス推進室

- (1) 職員のコンプライアンスの推進に関すること。
- (2) 職員のハラスメント対策に関すること。
- (3) 行政監察に関すること。

第3条企画部企画政策課の事務分掌中(14)を(16)とし、(13)を(15)とし、(12)を  
(13)とし、(13)の次に次のように加える。

- (14) 公民連携に関すること。

第3条企画部企画政策課の事務分掌中(11)を(12)とし、(3)から(10)までを1ずつ  
繰り下げ、(2)の次に次のように加える。

- (3) 特命による行政施策の調整に関すること。

第3条企画部企画政策課の事務分掌の次に次の課名及び事務分掌を加える。

#### 財政課

- (1) 財政計画に関すること。

- (2) 財政運営の総合調整に関すること。
- (3) 予算の編成、配当及び執行管理に関すること。
- (4) 資金計画及び市債に関すること。
- (5) 地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金、地方特例交付金及び地方交付税に関すること。
- (6) 主要な施策の成果及び決算統計に関すること。
- (7) 指定金融機関等の指定に関すること。
- (8) 財政状況の公表に関すること。
- (9) 財政構造及び財政水準の分析に関すること。

#### 資産マネジメント課

- (1) 公共施設の整備及び管理運営の総合的な調整に関すること。
- (2) 公共施設の適正配置に関すること。

第3条企画部政策調整課の課名及び事務分掌、企画部職員課の課名及び事務分掌並びに企画部コンプライアンス推進課の課名及び事務分掌を削る。

第3条企画部情報システム課の課名を「デジタル推進課」に改め、同課の事務分掌(1)中「行政の」を削り、同課の事務分掌中(6)を(7)とし、(2)から(5)までを1ずつ繰り下げ、(1)の次に次のように加える。

- (2) デジタル社会に係る調査及び研究に関すること。

第3条総務部総務課の事務分掌の次に次の課名及び事務分掌を加える。

#### 職員課

- (1) 職員の任免、賞罰及び服務に関すること。
- (2) 職員の試験及び選考に関すること。
- (3) 職員の給与、勤務時間その他勤務条件及び退職手当審査会に関すること。
- (4) 職員の勤務成績の評定に関すること。
- (5) 職員の人事及び給与制度の調査研究に関すること。
- (6) 特別職の報酬等及び特別職報酬等審議会に関すること。
- (7) 職員の旅行命令の調整に関すること。
- (8) 職員の定数及び配置並びに職制に関すること。
- (9) 職員研修の計画、実施及び調査研究に関すること。

- (10) 被服等の貸与に関する事。
- (11) 職員の安全衛生及び健康管理に関する事。
- (12) 公務災害補償並びに公務災害補償等認定委員会及び公務災害補償等審査会に関する事。
- (13) 職員の財形貯蓄、生命保険、個人年金等に関する事。
- (14) 市町村職員共済組合に関する事。
- (15) 職員互助会及び職員団体に関する事。
- (16) 選挙執行時における選挙管理委員会の補助執行に関する事。

第3条総務部財政課の課名及び事務分掌を削る。

第3条総務部資産経営課の課名を「財産管理課」に改め、同課の事務分掌中(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)から(22)までを1ずつ繰り上げる。

第3条市民部戸籍住民課の事務分掌中(10)を削り、(11)を(10)とし、(12)から(16)までを1ずつ繰り上げる。

第3条文化部文化政策課の事務分掌中(8)を削り、(9)を(8)とする。

第3条文化部文化財課の事務分掌(6)を削り、同課の事務分掌(7)中「史跡」の次に「(小田原城跡及び石垣山を除く。)」を加え、「保存」を「整備」に改め、同課の事務分掌中(7)を(6)とし、(8)を(7)とし、(9)を(10)とし、(7)の次に次のように加える。

- (8) 歴史的風致の維持向上に関する事。
- (9) 歴史的建造物の保存及び活用に関する事。

第3条文化部スポーツ課の事務分掌中(9)を削り、(10)を(9)とし、(11)から(17)までを1ずつ繰り上げ、同課の事務分掌の次に次の所名及び事務分掌を加える。

#### 小田原城総合管理事務所

- (1) 小田原城及び石垣山一夜城の保存及び活用に係る総合的調整に関する事。
- (2) 小田原城及び石垣山一夜城の管理及び使用許可に関する事。
- (3) 遊園地の管理及び運営に関する事。
- (4) 天守閣及び常盤木門並びに歴史見聞館の管理及び運営に関する事。
- (5) 文化資料の展示及び保管に関する事。
- (6) 小田原城施設整備基金に関する事。
- (7) 国指定史跡小田原城跡及び国指定史跡石垣山の調査及び整備に関する事。

(8) 教育委員会との連絡調整に関すること。

第3条環境部環境保護課の事務分掌(5)中「野猿対策」を「有害鳥獣等の対策」に改め、同課の事務分掌(8)中「畜犬登録事務」を「畜犬登録」に改め、同課の事務分掌(9)中「美化運動」を「美化推進」に改める。

第3条福祉健康部福祉政策課の事務分掌中(25)を(26)とし、(15)から(24)までを1ずつ繰り下げ、(14)の次に次のように加える。

(15) 居住安定援助賃貸住宅事業に関する計画の認定等に関すること。

第3条福祉健康部障がい福祉課の事務分掌(1)中「福祉対策の企画及び調整」を「福祉政策の総括及び企画調整」に改める。

第3条保険課の事務分掌(1)中「国民健康保険事業の財政計画」を「国民健康保険の総合的調整」に改め、同課の事務分掌中(9)を削り、(10)を(9)とし、(11)を(10)とする。

第3条福祉健康部健康づくり課の事務分掌(4)中「、増進及び介護予防」を「及び増進」に改める。

第3条子ども若者部子育て政策課の課名を「子ども政策課」に改め、同課の事務分掌(1)及び(2)中「子育て支援施策」を「こども・若者及び子育て支援施策」に改め、同課の事務分掌(3)中「子育て支援事業」を「こども・子育て支援事業」に改め、同課の事務分掌中(12)を(21)とし、(11)を(19)とし、(19)の次に次のように加える。

(20) 教育委員会との連絡調整に関すること。

第3条子ども若者部子ども政策課の事務分掌中(10)を削り、(5)を(14)とし、同課の事務分掌(6)中「子ども」を「こども」に改め、同課の事務分掌中(6)を(15)とし、(7)から(9)までを9ずつ繰り下げ、(4)の次に次のように加える。

(5) 民間児童遊園地に関すること。

(6) 青少年健全育成及び教育に関すること。

(7) 青少年の社会参画力の育成に関すること。

(8) 青少年の体験交流学习に関すること。

(9) 若者の活躍に関すること。

(10) 青少年指導者及び育成者に関すること。

(11) こどもの居場所づくりに関すること。

(12) はたちのつどいに関すること。

(13) 青少年関係団体に関すること。

第3条子ども若者部子ども若者支援課の事務分掌(2)中「子ども」を「こども」に改める。

第3条子ども若者部保育課の事務分掌(2)中「公立保育所」を「市立保育所及び市立幼保連携型認定こども園」に改め、同課の事務分掌(3)中「民間保育所」の次に「民間認定こども園及び民間小規模保育事業等」を加え、同課の事務分掌中(11)を(13)とし、(10)を(12)とし、(9)を(10)とし、(10)の次に次のように加える。

(11) 乳児等のための支援給付認定に関すること。

第3条子ども若者部保育課の事務分掌中(8)を(9)とし、(7)の次に次のように加える。

(8) 乳児等通園支援事業の認可に関すること。

第3条子ども若者部青少年課の課名及び事務分掌を削る。

第3条経済部産業政策課の事務分掌(2)中「工業」を「商工業」に改め、同課の事務分掌中(15)を(20)とし、(9)から(14)までを5ずつ繰り下げ、(8)を次のように改める。

(8) 新規産業の創出及び育成に関すること。

第3条経済部産業政策課の事務分掌(8)の次に次のように加える。

(9) 中心市街地振興の総合的企画及び調査研究に関すること。

(10) 小田原地下街施設の維持管理に関すること。

(11) 小田原地下街施設の運営及び経営に関すること。

(12) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に基づく調整に関すること。

(13) 計量事務に関すること。

第3条経済部産業政策課の事務分掌中(5)及び(6)を削り、(4)を(6)とし、同課の事務分掌(3)中「商工会」の次に「商業団体」を加え、同課の事務分掌中(3)を(4)とし、(4)の次に次のように加える。

(5) 一般財団法人小田原市事業協会との連絡に関すること。

第3条経済部産業政策課の事務分掌(2)の次に次のように加える。

(3) 特産品の振興に関すること。

第3条経済部商業振興課の課名及び事務分掌を削る。

第3条経済部農政課の事務分掌(20)を次のように改める。

(20) 小田原市土砂等による土地の埋立て等に関する条例を廃止する条例（令和7年小田原市条例第29号）附則第2項及び第5項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例による廃止前の小田原市土砂等による土地の埋立て等に関する条例（平成6年小田原市条例第27号）に基づく規制及び罰則に関すること。

第3条経済部小田原城総合管理事務所の所名及び事務分掌を削る。

第3条都市部都市政策課の事務分掌中(7)を削り、(8)を(7)とし、(9)から(16)までを1ずつ繰り上げる。

第5条の2中「は、子ども青少年部保育課」を「及び小田原市立幼保連携型認定こども園条例（令和7年小田原市条例第23号）第3条に規定する小田原市立幼保連携型認定こども園は、子ども若者部保育課」に改める。

（小田原市褒賞基金に関する条例施行規則の一部改正）

**第2条** 小田原市褒賞基金に関する条例施行規則（昭和51年小田原市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第8条中「子ども若者部青少年課長」を「子ども若者部子ども政策課長」に改める。

（小田原市職員の職の設置等に関する規則の一部改正）

**第3条** 小田原市職員の職の設置等に関する規則（昭和42年小田原市規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1保育園の項及び別表第2保育園の項中「保育園」の次に「又は幼保連携型認定こども園」を加える。

別表第4事務職の項を次のように改める。

事務職	主事	事務職員
	主事補	
	保育士	事務職員又は 技術職員
	保育教諭	

（小田原市役所地域センター住民窓口及び窓口コーナー設置規則の一部改正）

**第4条** 小田原市役所地域センター住民窓口及び窓口コーナー設置規則（昭和51年小田原市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第9号を削る。

(小田原市民間提案審査委員会規則の一部改正)

**第5条** 小田原市民間提案審査委員会規則(令和5年小田原市規則第8号)の一部を次のように改正する。

第10条中「企画部政策調整課」を「企画部企画政策課」に改める。

(小田原市公共施設包括管理業務事業者選定委員会規則の一部改正)

**第6条** 小田原市公共施設包括管理業務事業者選定委員会規則(平成31年小田原市規則第6号)の一部を次のように改正する。

第9条中「総務部資産経営課」を「総務部財産管理課」に改める。

(小田原市ファミリー・サポート・センター事業者及び子育て支援センター指定候補者選定委員会規則の一部改正)

**第7条** 小田原市ファミリー・サポート・センター事業者及び子育て支援センター指定候補者選定委員会規則(平成27年小田原市規則第13号)の一部を次のように改正する。

第9条中「子ども若者部子育て政策課」を「子ども若者部子ども政策課」に改める。

(小田原市こども・若者施策会議規則の一部改正)

**第8条** 小田原市こども・若者施策会議規則(令和7年小田原市規則第5号)の一部を次のように改正する。

第9条中「子ども若者部子育て政策課」を「子ども若者部子ども政策課」に改める。

(小田原城天守閣等指定候補者選定委員会規則の一部改正)

**第9条** 小田原城天守閣等指定候補者選定委員会規則(平成28年小田原市規則第61号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号を次のように改める。

(1) 歴史まちづくり担当部長

第9条中「経済部小田原城総合管理事務所」を「文化部小田原城総合管理事務所」に改める。

(小田原市歴史まちづくり協議会規則の一部改正)

**第10条** 小田原市歴史まちづくり協議会規則(平成25年小田原市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第8条中「都市部都市政策課」を「文化部文化財課」に改める。

(小田原地下街運営評価委員会規則の一部改正)

**第 1 1 条** 小田原地下街運営評価委員会規則(平成 2 6 年小田原市規則第 4 6 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条中「経済部商業振興課」を「経済部産業政策課」に改める。

(小田原市副市長の事務の分担に関する規則の一部改正)

**第 1 2 条** 小田原市副市長の事務の分担に関する規則(平成 4 年小田原市規則第 4 2 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「及び広報広聴室」を「、広報広聴室及びコンプライアンス推進室」に改める。

(小田原市公印規則の一部改正)

**第 1 3 条** 小田原市公印規則(昭和 2 9 年小田原市規則第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中オをカとし、エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 幼保連携型認定こども園印

第 2 条第 2 項第 2 号中ソをタとし、サからセまでをシからソまでとし、コの次に次のように加える。

サ 幼保連携型認定こども園長印

別表第 1 小田原市立何々保育園印の項の次に次のように加える。

小田原市立何々こども園印	5 の 2	同	同	幼保連携型認定 こども園長
--------------	----------	---	---	------------------

別表第 1 医療証及び児童扶養手当証書記載事項訂正用小田原市長印の項中「子育て政策課長」を「子ども政策課長」に改め、同表中

「 広域証明に係る戸籍の全部事項 証明書及び個人事項証明書の契 印専用小田原市長印	2 9	古印体	同	戸籍住民課長
在留カード及び特別永住者証明 書用小田原市長印	3 0	同	縦 4 mm 横 2 0 mm	同

を

在留カード及び特別永住者証明 書用小田原市長印	30	古印体	縦4mm 横20mm	戸籍住民課長
----------------------------	----	-----	---------------	--------

に、

広域証明に係る戸籍の全部事項 証明書及び個人事項証明書の契 印専用小田原市長職務代理人印	47	古印体	同	同
在留カード及び特別永住者証明 書用小田原市長職務代理人印	48	同	縦4mm 横20mm	同

を

在留カード及び特別永住者証明 書用小田原市長職務代理人印	48	古印体	縦4mm 横20mm	同
---------------------------------	----	-----	---------------	---

に改め、同表小田原市立何々保育園長印の項の次に次のように加える。

小田原市立何々子ども園長印	60 の2	同	同	幼保連携型認定 子ども園長
---------------	----------	---	---	------------------

別表第2の5の図の次に次の1図を加える。

5の2

小	田	原	市
立	何	々	こ
ど	も	園	印

「 29

「 29

別表第2中

小	田	原
市	長	印
広	域	証
契	印	明
専	用	

を

削除

に、

」

「 4 7 「 4 7  

小	田	原	市
長	職	務	代
理	者		印

を 削除 に改め、同表の 6 0 の図の次に次  

広	域	証	明
契	印	専	用

」

の 1 図を加える。

6 0 の 2

小田原市立
何々こど
も園長印

(小田原市職員被服等貸与規則の一部改正)

**第 1 4 条** 小田原市職員被服等貸与規則（昭和 3 7 年小田原市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表の 3 の項中 「(1) 保育士  
(2) 幼稚園教諭」 を 「(1) 保育士  
(2) 幼稚園教諭  
(3) 保育教諭」 に改める。

(小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正)

**第 1 5 条** 小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成 2 年小田原市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(9) 幼保連携型認定こども園に勤務する職員のうち保育業務に従事した職員

第 4 条第 2 項第 2 号中「前項第 7 号」の次に「及び第 9 号」を加える。

(小田原市財産規則の一部改正)

**第 1 6 条** 小田原市財産規則（昭和 4 0 年小田原市規則第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

別表広報広聴室の項の次に次のように加える。

コンプライアンス推進室	コンプライアンス推進係長
-------------	--------------

別表中

政策調整課	未来創造係長
職員課	人事研修係長
コンプライアンス推進課	コンプライアンス推進係長
情報システム課	情報システム係長

を

財政課	財政係長
資産マネジメント課	資産マネジメント係長
デジタル推進課	デジタル推進係長

に、

財政課	財政係長
資産経営課	管理係長

を

職員課	人事研修係長
財産管理課	管理係長

に改める。

別表スポーツ課の項の次に次のように加える。

小田原城総合管理事務所	計画係長
-------------	------

別表子育て政策課の項を次のように改める。

子ども政策課	子ども政策係長
--------	---------

別表青少年課の項及び商業振興課の項を削る。

別表中

水産海浜課	水産振興係長
小田原城総合管理事務所	計画係長

を

水産海浜課	水産振興係長
-------	--------

に改める。

(社会福祉事務の権限を福祉事務所長に委任する規則の一部改正)

**第17条** 社会福祉事務の権限を福祉事務所長に委任する規則(昭和38年小田原市規則第14号)の一部を次のように改正する。

第2条中第71号を第73号とし、第66号から第70号までを2号ずつ繰り下げ、第65号を第66号とし、同号の次に次の1号を加える。

(67) 生活困窮者自立支援法第3条第6項に規定する生活困窮者居住支援事業(同項第1号に掲げる事業に限る。)の実施に関する事。

第2条中第64号を第65号とし、第25号から第63号までを1号ずつ繰り下げ、第24号の次に次の1号を加える。

(25) 児童福祉法第24条第2項の規定による認定こども園により必要な保育を確保するための措置に関する事。

(小田原市保育所職員の給食費に関する規則の一部改正)

**第18条** 小田原市保育所職員の給食費に関する規則(昭和43年小田原市規則第37号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

小田原市保育所職員等の給食費に関する規則

第1条中「児童」の次に「又は小田原市立幼保連携型認定こども園条例(令和7年小田原市条例第23号)第3条に規定する小田原市立幼保連携型認定こども園に入園している児童」を加える。

(小田原市地価公示台帳の閲覧に関する規則の一部改正)

**第19条** 小田原市地価公示台帳の閲覧に関する規則(昭和48年小田原市規則第22号)の一部を次のように改正する。

第2条中「総務部資産経営課」を「総務部財産管理課」に改める。

(小田原市学校給食費検討委員会規則の一部改正)

**第20条** 小田原市学校給食費検討委員会規則(令和2年小田原市規則第59号)の一部を次のように改正する。

第1条中「小田原市学校給食費等に関する条例」を「小田原市学校給食費に関する条例」に、「。」第8条第1項」を「)第7条第1項」に改める。

第2条中「(小田原市立前羽幼稚園及び小田原市立下中幼稚園において実施する給

食に係る給食費を含む。)」を削る。

#### **附 則**

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

小田原市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

[制定理由]

小田原市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定めるため制定する。

[内 容]

小田原市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例（令和8年小田原市条例第11号）の施行期日は、令和8年5月4日とすることとする。

小田原市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

### **小田原市規則第 8 号**

小田原市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

小田原市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例（令和 8 年小田原市条例第 1 1 号）の施行期日は、令和 8 年 5 月 4 日とする。

## 小田原市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則

### [制定理由]

児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業の認可等の手続に関し必要な事項を定めるため制定する。

### [内 容]

- 1 乳児等通園支援事業の認可に係る申請及び通知（第2条、第3条及び様式第1号～様式第3号関係）

乳児等通園支援事業の認可の申請に係る申請書の様式を定めるほか、当該申請に対する認可通知書及び不認可通知書の様式を定めることとする。

- 2 その他の様式の整備（第4条～第6条及び様式第4号～様式第7号関係）

乳児等通園支援事業の認可変更等に係る次の様式を定めることとする。

- (1) 小田原市乳児等通園支援事業認可変更届出書
- (2) 小田原市乳児等通園支援事業廃止（休止）承認申請書
- (3) 小田原市乳児等通園支援事業廃止（休止）承認通知書
- (4) 小田原市乳児等通園支援事業認可取消通知書

### [適 用]

令和 8 年 4 月 1 日

小田原市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

## 小田原市規則第 9 号

小田原市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、乳児等通園支援事業に係る児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）第 3 4 条の 1 5 第 2 項の認可及び同条第 7 項の承認に関し、法及び児童福祉法施行規則（昭和 2 3 年厚生省令第 1 1 号。第 4 条において「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(認可の申請)

**第 2 条** 法第 3 4 条の 1 5 第 2 項の認可の申請は、小田原市乳児等通園支援事業認可申請書（様式第 1 号）により行うものとする。

(認可の通知等)

**第 3 条** 市長は、法第 3 4 条の 1 5 第 2 項の認可をしたときは、申請者に小田原市乳児等通園支援事業認可通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

2 法第 3 4 条の 1 5 第 6 項の通知は、小田原市乳児等通園支援事業不認可通知書（様式第 3 号）により行うものとする。

(変更の届出)

**第 4 条** 省令第 3 6 条の 3 6 第 3 項又は第 4 項の規定による変更の届出は、小田原市乳児等通園支援事業認可変更届出書（様式第 4 号）により行うものとする。

(廃止又は休止の承認の申請)

**第 5 条** 法第 3 4 条の 1 5 第 7 項の承認の申請は、小田原市乳児等通園支援事業廃止（休止）承認申請書（様式第 5 号）により行うものとする。

2 市長は、法第 3 4 条の 1 5 第 7 項の承認をしたときは、申請者に小田原市乳児等通園支援事業廃止（休止）承認通知書（様式第 6 号）により通知するものとする。

(認可の取消し)

**第6条** 市長は、法第58条第2項の規定により認可を取り消したときは、小田原市乳児等通園支援事業認可取消通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（委任）

**第7条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### **附 則**

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)

小田原市乳児等通園支援事業認可申請書

年 月 日

小田原市長 様

申請者 所在地

氏名 (又は名称)

代表者氏名

児童福祉法第34条の15第2項の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

事業所の名称				
事業所の所在地				
区 分	<input type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業 <input type="checkbox"/> 余裕活用型乳児等通園支援事業			
設置者・事業者 の主たる事業所 の所在地	電 話 :			
	メー ル :			
設置者・事業者 の代表者	フリガナ		職 名	
	氏 名		生年月日	年 月 日
事業の開始予定 年月日	年 月 日			

様式第2号（第3条関係）

小田原市乳児等通園支援事業認可通知書

番 号  
年 月 日

様

小田原市長 印

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業の認可については、  
次のとおり認可しましたので通知します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
区 分	<input type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業 <input type="checkbox"/> 余裕活用型乳児等通園支援事業
定 員 (一般型のみ記載)	
事業の開始予定 年月日	

様式第3号（第3条関係）

小田原市乳児等通園支援事業不認可通知書

番 号  
年 月 日

様

小田原市長 印

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業の認可については、  
次のとおり認可をしません。

1 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	

2 不認可の理由

**様式第4号**（第4条関係）

小田原市乳児等通園支援事業認可変更届出書

年 月 日

小田原市長 様

届出者 所在地

氏名（又は名称）

代表者氏名

児童福祉法第34条の15第2項の認可を受けた事項の変更について、児童福祉法施行規則第36条の36第3項（第4項）の規定に基づき、関係書類を添えて届出します。

1 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	
	電 話：
	メー ル：

2 変更事項

--

3 変更内容

変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 前	
変 更 後	
変 更 の 理 由	



様式第6号（第5条関係）

小田原市乳児等通園支援事業廃止（休止）承認通知書

番 号  
年 月 日

様

小田原市長 印

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業の廃止（休止）については、次のとおり承認しましたので通知します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
（休止の場合） 休止の期間	年 月 日から 年 月 日まで
（廃止の場合） 廃止の期日	年 月 日
（廃止の場合） 財産処分について	
条 件 等	

様式第7号（第6条関係）

小田原市乳児等通園支援事業認可取消通知書

番 号  
年 月 日

様

小田原市長 印

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業の認可については、  
次のとおり取り消したので通知します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
区 分	<input type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業 <input type="checkbox"/> 余裕活用型乳児等通園支援事業
取消の理由	
取消年月日	年 月 日

## 小田原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

### [制定理由]

小田原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、本市における乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため制定する。

### [内 容]

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）に定める基準のとおりとすることとする。（第2条関係）

### [適 用]

令和 8 年 4 月 1 日

小田原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

## 小田原市規則第 1 0 号

小田原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、小田原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 8 年小田原市条例第 9 号）第 7 条の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（次条において「最低基準」という。）を定めるものとする。

(最低基準)

**第 2 条** 最低基準は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）に定める基準のとおりとする。

### 附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

[制定理由]

小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定めるため制定する。

[内 容]

小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年小田原市条例第28号）の施行期日は、令和8年5月4日（診療科目に緩和ケア外科及び歯科口腔外科を加える部分<sup>くう</sup>にあつては、同年4月1日）とすることとする。

小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

### **小田原市規則第 1 1 号**

小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和 7 年小田原市条例第 2 8 号）の施行期日は、令和 8 年 5 月 4 日とする。ただし、同条例第 4 条第 3 項の改正規定（同項に 2 号を加える部分に限る。）の施行期日は、同年 4 月 1 日とする。

小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

[制定理由]

小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定めるため制定する。

[内 容]

小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和8年小田原市条例第19号）附則ただし書に規定する規定（組織として市立総合医療センターを設置する内容に係る部分）の施行期日は、令和8年5月4日とすることとする。

小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

### **小田原市規則第 1 2 号**

小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和 8 年小田原市条例第 1 9 号）附則ただし書に規定する規定の施行期日は、令和 8 年 5 月 4 日とする。

## 小田原市病院事業の料金等に関する条例の施行期日を定める規則

### [制定理由]

小田原市病院事業の料金等に関する条例の施行期日を定めるため制定する。

### [内 容]

小田原市病院事業の料金等に関する条例（令和7年小田原市条例第38号）の施行期日は、令和8年5月4日とすることとする。

小田原市病院事業の料金等に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

### **小田原市規則第 1 3 号**

小田原市病院事業の料金等に関する条例の施行期日を定める規則

小田原市病院事業の料金等に関する条例（令和 7 年小田原市条例第 3 8 号）の施行期日は、令和 8 年 5 月 4 日とする。

## 小田原市職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

### [改正理由]

国家公務員の給与制度に準じて、本市職員の扶養手当支給対象者に係る所得要件を緩和するため改正する。

### [内 容]

扶養手当の支給対象となる扶養親族の勤労所得等の合計額に係る基準を次のように緩和することとする。(第6条関係)

改 正 後	改 正 前
年額130万円程度未満(満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額150万円程度未満)	年額130万円程度未満

### [適 用]

令和8年4月1日

小田原市職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

#### **小田原市規則第 1 4 号**

小田原市職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市職員の給与に関する条例施行規則（昭和 3 7 年小田原市規則第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 号中「以上」の次に「（満 1 8 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 2 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者にあつては、年額 1 5 0 万円程度以上）」を加える。

#### **附 則**

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

## 小田原市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

### [改正理由]

小田原市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う所要の整備を行うため改正する。

### [内 容]

小田原市職員の給与に関する条例が一部改正され、本市の技能職員及び業務職員の給料月額に係る最低水準が引き上げられたことに伴う所要の規定の整備を行うこととする。

### [適 用]

令和 8 年 4 月 1 日

小田原市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

**小田原市規則第 1 5 号**

小田原市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

小田原市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和47年小田原市規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第6の2の表中

—	1級17号給	1級17号給	1級17号給
—	1級17号給	1級17号給	1級17号給
—	1級21号給	1級21号給	1級21号給
1級25号給	1級25号給	1級25号給	1級25号給
1級29号給	1級29号給	1級29号給	1級29号給
1級33号給	1級33号給	1級33号給	1級33号給
1級37号給	1級37号給	1級37号給	1級33号給
1級41号給	1級41号給	1級37号給	1級37号給
1級45号給	1級41号給	1級41号給	1級37号給
1級45号給	1級45号給	1級41号給	1級41号給
1級49号給	1級45号給	1級45号給	1級41号給
1級49号給	1級49号給	1級45号給	1級45号給
1級53号給	1級49号給	1級49号給	1級45号給
1級53号給	1級53号給	1級49号給	1級49号給
1級57号給	1級53号給	1級53号給	1級49号給
1級57号給	1級57号給	1級53号給	1級53号給
1級61号給	1級57号給	1級57号給	1級53号給
1級61号給	1級61号給	1級57号給	1級57号給
1級65号給	1級61号給	1級61号給	1級57号給

を

—	1級1号給	1級1号給	1級1号給
—	1級1号給	1級1号給	1級1号給
—	1級5号給	1級5号給	1級5号給
1級9号給	1級9号給	1級9号給	1級9号給
1級13号給	1級13号給	1級13号給	1級13号給
1級17号給	1級17号給	1級17号給	1級17号給
1級21号給	1級21号給	1級21号給	1級17号給
1級25号給	1級25号給	1級21号給	1級21号給
1級29号給	1級25号給	1級25号給	1級21号給
1級29号給	1級29号給	1級25号給	1級25号給
1級33号給	1級29号給	1級29号給	1級25号給
1級33号給	1級33号給	1級29号給	1級29号給
1級37号給	1級33号給	1級33号給	1級29号給
1級37号給	1級37号給	1級33号給	1級33号給

に改める。

1 級41号給	1 級37号給	1 級37号給	1 級33号給
1 級41号給	1 級41号給	1 級37号給	1 級37号給
1 級45号給	1 級41号給	1 級41号給	1 級37号給
1 級45号給	1 級45号給	1 級41号給	1 級41号給
1 級49号給	1 級45号給	1 級45号給	1 級41号給

### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 小田原市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

### [改正理由]

国家公務員の給与制度に準じて、通勤のため自動車等を使用する職員に支給する通勤手当の月額を引き上げるとともに、駐車場等の通勤手当に係る支給要件等を定める等のため改正する。

### [内 容]

#### 1 通勤手当の月額の引上げ（第8条関係）

通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員に支給する通勤手当の月額を次のように引き上げることとする。

区 分	改 正 後	改 正 前
65キロメートル以上70キロメートル未満	42,200円	38,700円
70キロメートル以上75キロメートル未満	45,700円	
75キロメートル以上80キロメートル未満	49,200円	
80キロメートル以上85キロメートル未満	52,700円	
85キロメートル以上90キロメートル未満	56,200円	
90キロメートル以上95キロメートル未満	59,600円	
95キロメートル以上100キロメートル未満	63,000円	
100キロメートル以上	66,400円	

#### 2 駐車場等の要件（新第11条関係）

駐車場等に係る通勤手当の支給対象となる駐車場等は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 勤務地の周辺又は決定した通勤手当の額の基礎となる経路上等にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。
- (2) 職員が自転車を駐車するために使用する施設でないこと。
- (3) 職員の配偶者又は扶養手当の支給対象となる扶養親族に料金を支払うこととなる施設等でないこと。

#### 3 駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員（新第12条関係）

一定の要件に該当する併用者であって、交通機関等の利用に係る通勤手当の額が自動車等の使用及び駐車場等の利用に係る通勤手当の額以上である職員には、

駐車場等に係る通勤手当を支給しないこととする。

#### 4 駐車場等に係る通勤手当の額（新第13条関係）

駐車場等に係る通勤手当の額（上限額5,000円）を次のように定めることとする。

(1) 一の駐車場等を利用する場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、

それぞれアからウまでに定める額

ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

イ 駐車場等の料金を定める期間が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 市長が定める額

(2) 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について(1)アから

ウまでに定める額を合計した額

#### 5 通勤届の様式の整備（別記様式関係）

新たに駐車場等に係る通勤手当を支給することに伴い、通勤届について所要の様式の整備を行うこととする。

#### 6 その他

規定を整備することとする。

[適用]

令和8年4月1日

小田原市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

## 小田原市規則第 1 6 号

小田原市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

小田原市職員の通勤手当に関する規則（昭和 3 3 年小田原市規則第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「若しくは通勤方法を変更し」を「、通勤方法若しくは条例第 1 0 条第 4 項に規定する駐車場等（以下「駐車場等」という。）を変更し、駐車場等の利用を開始し、若しくは終了し」に改め、「の額」の次に「若しくは駐車場等の料金」を加える。

第 4 条第 1 項中「提示」の次に「又は第 1 1 条に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の提出」を加える。

第 7 条第 1 項第 1 号中「第 1 0 条第 6 項」を「第 1 0 条第 7 項」に改める。

第 8 条各号列記以外の部分中「職員」を「自動車等の使用距離」に改め、同条第 1 号から第 1 2 号までの規定中「自動車等の使用距離が」及び「の職員」を削り、同条第 1 3 号中「自動車等の使用距離が」を削り、「の職員」を「6 5 キロメートル未満」に改め、同条に次の 8 号を加える。

- |      |                                |              |
|------|--------------------------------|--------------|
| (14) | 片道 6 5 キロメートル以上 7 0 キロメートル未満   | 4 2, 2 0 0 円 |
| (15) | 片道 7 0 キロメートル以上 7 5 キロメートル未満   | 4 5, 7 0 0 円 |
| (16) | 片道 7 5 キロメートル以上 8 0 キロメートル未満   | 4 9, 2 0 0 円 |
| (17) | 片道 8 0 キロメートル以上 8 5 キロメートル未満   | 5 2, 7 0 0 円 |
| (18) | 片道 8 5 キロメートル以上 9 0 キロメートル未満   | 5 6, 2 0 0 円 |
| (19) | 片道 9 0 キロメートル以上 9 5 キロメートル未満   | 5 9, 6 0 0 円 |
| (20) | 片道 9 5 キロメートル以上 1 0 0 キロメートル未満 | 6 3, 0 0 0 円 |
| (21) | 片道 1 0 0 キロメートル以上              | 6 6, 4 0 0 円 |

第 1 0 条第 2 号中「以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 同項第 1 号に定

める額」を「（駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員（次号において「駐車場等利用職員」という。）にあっては、その額に同条第4項第1号に定める額を加算した額）以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 同条第3項第1号に定める額」に改め、同条第3号中「未満である職員（第1号に掲げる職員を除く。） 同項第2号に定める額」を「（駐車場等利用職員にあっては、その額に同条第4項第1号に定める額を加算した額）未満である職員（第1号に掲げる職員を除く。） 同条第3項第2号に定める額」に改める。

第18条を第21条とし、第17条を第20条とし、第16条を第19条とする。

第15条第1項中「第12条第1項」を「第15条第1項」に改め、同条を第18条とする。

第14条第1項中「第10条第6項」を「第10条第7項」に改め、同条を第17条とする。

第13条第1項及び第2項中「第10条第4項」を「第10条第5項」に改め、同項第2号イ中「第11条第3項各号」を「第14条第3項各号」に改め、同条第3項中「第10条第4項」を「第10条第5項」に改め、同条を第16条とし、第12条を第15条とする。

第11条第1項中「第16条」を「第19条」に改め、同条を第14条とし、第10条の次に次の3条を加える。

（駐車場等の要件）

**第11条** 条例第10条第4項の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 勤務地の周辺又は第4条の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして市長が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。
- (2) 職員が自転車を駐車するために使用する施設（自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと。
- (3) その利用について職員の配偶者若しくは条例第8条第2項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして市長が定める施設でないこと。

2 前項に規定する要件を満たさない場合であつて、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不適當であると市長が認めるときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に定める要件とする。

(駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員)

**第12条** 条例第10条第4項の規則で定める職員は、第10条第2号に掲げる職員とする。

(駐車場等に係る通勤手当の額)

**第13条** 条例第10条第4項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が5,000円を超える場合にあっては、5,000円）とする。

(1) 一の駐車場等を利用する場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

イ 駐車場等の料金を定める期間（月又は年によって定めた期間に限る。）が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 市長が定める額

(2) 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号アからウまでに定める額を合計した額

別記様式を次のように改める。

別記様式（第3条関係）

通 勤 届												年 月 日		
小田原市長 様												所属長 確認印		
所属..... 職名..... 氏名..... 次のとおり届け出ます。 (職員番号.....)														
届出の事由		<input type="checkbox"/> 新規（採用） <input type="checkbox"/> 勤務場所の変更 <input type="checkbox"/> 住所の変更 <input type="checkbox"/> 通勤経路又は方法の変更 <input type="checkbox"/> 運賃の変更 <input type="checkbox"/> 駐車場等の利用に関する変更 <input type="checkbox"/> その他・特記事項（ ）								通勤者の住所				
		勤務地		名称		住所								
事由発生日		年 月 日		経路										
順路	通勤方法	利用交通機関名称	区 間	距離	所要時間	乗車券等の種類	運賃等の額	※ 認 定 期 間		※支給額	※1か月当たりの運賃等相当額	※前認定		
1			～	Km	分		円	年 月から 年 月まで	円	円				
2			～	Km	分		円	年 月から 年 月まで	円	円				
3			～	Km	分		円	年 月から 年 月まで	円	円				
計				Km	分				円	円				
の駐車場等	<input type="checkbox"/> 有 自動車・バイク・その他（ ） <input type="checkbox"/> 無			種別	<input type="checkbox"/> 月極駐車場 <input type="checkbox"/> 複数月払い（ か月分） <input type="checkbox"/> コインパーキング <input type="checkbox"/> その他（ ）		駐車場の所有者又は料金の支払先が、扶養親族又は配偶者若しくはその扶養親族で（ある・ない）		料金	円/月 円/回	※認定期間	年 月から 年 月まで	※支給額	円
※処理欄														

- 注1 「乗車券等の種類」の欄には、定期券（6か月）、定期券（3か月）、乗車券等の別を記入すること。  
 2 「運賃等の額」の欄には、通用期間当たりの定期券の価額又は1回の通勤に必要な乗車券等の額を記入すること。  
 3 ※印の欄には、記入しないこと。  
 4 条例第10条第2項に該当する職員は、その旨を特記事項として記入し、身体障害者手帳又は医師の診断書を添付すること。  
 5 条例第10条第4項に該当する職員は、契約書、領収書の写しその他の駐車場等の料金等を証明するに足る書類を添付すること。

## 附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

## 小田原市公共工事の前払金に関する規則の一部を改正する規則

### [改正理由]

電子化された保証証書を活用した前金払の申請手続を行うことができることとするため改正する。

### [内 容]

#### 1 保証証書の提供方法の追加（第3条関係）

前金払の申請をする請負人は、保証事業会社の保証証書の添付に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、市長が認めたものにより当該保証証書を提供することができることとし、当該申請は、当該保証証書を添えて提出されたものとみなすこととする。

#### 2 その他

規定を整備することとする。

### [適 用]

令和 8 年 4 月 1 日

小田原市公共工事の前払金に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

## 小田原市規則第 1 7 号

小田原市公共工事の前払金に関する規則の一部を改正する規則

小田原市公共工事の前払金に関する規則（昭和 3 8 年小田原市規則第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出し中「前金払い」を「前金払」に改め、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定による申請をする請負人は、同項の規定による保証証書の添付に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、市長が認めたものにより当該保証証書を提供することができる。この場合において、当該申請は、当該保証証書を添えて提出されたものとみなす。

様式第 2 号中「前金払い」を「前金払」に改める。

### 附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

## 小田原市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則

### [改正理由]

国の定める標準仕様に準拠した後期高齢者医療システムへの移行に伴う所要の様式の整備を行うため改正する。

### [内 容]

次の様式について、国の定める標準仕様に合わせるための所要の整備を行うこととする。（第3条及び様式第4号～様式第6号関係）

- (1) 後期高齢者医療保険料督促状
- (2) 後期高齢者医療保険料過誤納金還付（充当）通知書
- (3) 後期高齢者医療保険料過誤納金充当通知書

### [適 用]

令和 8 年 4 月 1 日

小田原市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

### **小田原市規則第 1 8 号**

小田原市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市後期高齢者医療に関する条例施行規則（平成 2 0 年小田原市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 5 号中「後期高齢者医療保険料過誤納金還付通知書」を「後期高齢者医療保険料過誤納金還付（充当）通知書」に改める。

様式第 4 号から様式第 6 号までを次のように改める。

様式第4号（第3条関係）

年 月 日

様

小田原市長

印

年度 後期高齢者医療保険料 督促状

保険料が、年 月 日現在、次のとおり滞納になっておりますので、納付について確認の上、年 月 日まで市役所窓口又は指定金融機関等に納付してください。

この督促状の指定納期限までに納付されないときは、地方自治法第231条の3の規定による滞納処分を受けることになります。

また、小田原市後期高齢者医療に関する条例第6条の規定により、延滞金も併せて納付してください。

被保険者氏名						
被保険者番号						
通知書番号						
(年度 年度賦課分)	期別		保険料	円	納期限	
備考	指定納期限：年 月 日 延滞金：円（日分） ※延滞金は、年 月 日現在で計算しておりますが、納入日により再計算した金額となります。 納期限の翌日から、納入した日までの日数に応じて再計算されますので、ご了承願います。					

※ 最近納付された方で、この督促状が行き違いに送達された場合は、ご了承願います。

問い合わせ先

この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

また、審査請求に対する裁決があり、なお不服がある場合は、裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます。

この訴えの提起は、審査請求に対する裁決を経た後でなければならないとされていますが、次のいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第5号（第3条関係）

年 月 日

様

小田原市長

印

後期高齢者医療保険料過誤納金還付（充当）通知書

あなたの納めた保険料が納め過ぎになりましたので、次のとおり充当した後にお返しします。

還付管理番号			
被保険者氏名		被保険者番号	

還付する金額

納め過ぎた金額（過誤納金）の内訳

過誤納金算出年度 （ 年度）	期 別	特別徴収	普通徴収	延 滞 金	納めた金額 過誤納金額	領収年月日 発 生 理 由	
納め過ぎた金額 （過誤納金額）							
充 当 金 額							
還 付 加 算 金							
お返しする金額 （還付金額）							

充当金額の内訳

相当年度	賦課年度	期 別	保険料未済額	保険料充当額	延滞金未済額	延滞金充当額		

還付金の受取方法 ※同封の記入案内をご覧ください。

金融機関名		支店名		支払予定日	
種目		口座番号		口 座 名 義 人	

毎月8日までに市に到着した分は月末に、9日以降末日までに到着した分は翌月の18日前後に振り込みます。

なお、還付金の請求期限は、この通知が到達した日の2年後の翌日です。

問い合わせ先

この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

また、審査請求に対する裁決があり、なお不服がある場合は、裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます。

この訴えの提起は、審査請求に対する裁決を経た後でなければならないとされていますが、次のいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第6号（第3条関係）

年 月 日

様

小田原市長

印

後期高齢者医療保険料過誤納金充当通知書

あなたの納めた保険料が納め過ぎになりましたので、次のとおり充当（割り当て）します。

被保険者氏名		被保険者番号	
--------	--	--------	--

充当金額

納め過ぎた金額（過誤納金）の内訳

過誤納金算出年度 （ 年度）	期 別	特別徴収	普通徴収	延 滞 金	納めた金額 過誤納金額	領収年月日 発 生 理 由	
納め過ぎた金額 （過誤納金額）							
還 付 加 算 金							
充 当 金 額							

充当金額の内訳

相当年度	賦課年度	期 別	保険料未済額	保険料充当額	延滞金未済額	延滞金充当額		

問い合わせ先

この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

また、審査請求に対する裁決があり、なお不服がある場合は、裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます。

この訴えの提起は、審査請求に対する裁決を経た後でなければならないとされていますが、次のいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

## 附 則

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

小田原市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則

[改正理由]

水質基準に関する省令の一部改正に伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

水質基準に関する省令の条項に移動が生ずることに伴い、当該移動が生ずる条項を引用する規定を整備することとする。（第7条関係）

[適 用]

令和 8 年 4 月 1 日

小田原市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

### **小田原市規則第 1 9 号**

小田原市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則（平成 2 5 年小田原市規則第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「3 8 の項及び 4 6 の項から 5 1 の項まで」を「3 9 の項及び 4 7 の項から 5 2 の項まで」に改める。

#### **附 則**

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

## 小田原市建築確認等取扱規則の一部を改正する規則

### [改正理由]

建築基準法等に基づく国土交通省告示が一部改正され、特定建築物に係る定期調査及び特定建築設備等に係る定期検査の合理化を図る観点から当該定期調査等の対象項目が見直されたことに伴い、特定建築物に係る定期報告の時期を変更する等のため改正する。

### [内 容]

#### 1 建築基準法施行令の一部改正に伴う規定の整備（第2条関係）

建築基準法施行令の条項に移動が生じたことに伴い、当該移動が生じた条項を引用する規定を整備することとする。

#### 2 特定建築物に係る定期報告の時期の変更（第12条関係）

特定建築物に係る定期報告の時期を次のように変更することとする。

改正後	改正前
3年ごと。ただし、市長が特に必要と認める場合は、別に定める時期とすることができる。	毎年

#### 3 特定建築物に係る定期調査及び特定建築設備等に係る定期検査の時期の変更（第12条及び第13条関係）

特定建築物に係る定期調査及び特定建築設備等に係る定期検査の時期を次のように変更することとする。

改正後	改正前
報告の日前3月以内	報告の日前1月以内

### [適用]

令和8年4月1日

小田原市建築確認等取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

## 小田原市規則第 2 0 号

小田原市建築確認等取扱規則の一部を改正する規則

小田原市建築確認等取扱規則（昭和 6 0 年小田原市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項の表配置図の項中「第 1 3 8 条第 3 項第 2 号ハ」を「第 1 3 8 条第 4 項第 2 号ハ」に改める。

第 1 2 条第 2 項中「毎年」を「3 年ごとに」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に必要と認める場合は、別に定める時期とすることができる。

第 1 2 条第 3 項及び第 1 3 条第 3 項中「1 月」を「3 月」に改める。

### 附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

[改正理由]

駐車場法施行令が一部改正され、自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい建築物の用途に共同住宅が追加されることに伴う所要の整備を行う等のため改正する。

[内 容]

- 1 マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴う規定の整備（第13条関係）

マンションの建替え等の円滑化に関する法律の題名が次のように改められるとともに、同法の条項に移動が生ずることに伴い、同法の題名及び当該移動が生ずる条項を引用する規定を整備することとする。

改 正 後	改 正 前
マンションの再生等の円滑化に関する法律	マンションの建替え等の円滑化に関する法律

- 2 駐車場法施行令の一部改正に伴う規定の整備（第24条関係）

開発事業における駐車施設の配置に係る基準について所要の規定の整備を行うこととする。

[適 用]

令和 8 年 4 月 1 日

小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

## 小田原市規則第 2 1 号

小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例施行規則（平成 1 6 年小田原市規則第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 1 項第 4 号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第 1 0 5 条第 1 項」を「第 1 6 3 条の 5 9 第 1 項」に改める。

第 2 4 条第 1 項第 1 号の表上記以外の特定用途に供する部分の延べ面積の項及び第 7 項中「特定用途」の次に「（共同住宅を除く。）」を加える。

### 附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市学校給食費等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

[改正理由]

学校給食費の月額の見直しを行う等のため改正する。

[内 容]

1 題名の変更（題名関係）

題名を次のように変更することとする。

改正後	改正前
小田原市学校給食費に関する条例施行規則	小田原市学校給食費等に関する条例施行規則

2 前羽幼稚園及び下中幼稚園の廃止に伴う規定の整備（第1条、第3条、様式第1号及び様式第2号関係）

前羽幼稚園及び下中幼稚園を廃止することに伴う所要の規定の整備を行うこととする。

3 学校給食費の月額の変更（別表関係）

児童又は生徒の保護者等が負担する学校給食費の月額を次のように変更することとする。

改正後	改正前
(1) 市立小学校 ア 児童について、生活保護法の規定による教育扶助で学校給食費に関するものが行われている場合の当該児童の保護者等 5,200円 イ ア以外の児童の保護者等 0円	(1) 市立小学校 4,300円 (2) 市立中学校 5,000円 (3) 前羽幼稚園及び下中幼稚園 3,900円
(2) 市立中学校 ア 生徒について、本市から就学に係る援助が行われている場合の当該生徒の保護者等 0円 イ ア以外の生徒の保護者等	

3, 300円（第3学年の生徒が3月において学校給食を受ける場合にあっては、1, 280円）	
--	--

[適用]

1 学校給食費の月額の変更

令和8年4月分以後の月分の学校給食費の月額について適用

2 上記以外

令和8年4月1日

小田原市学校給食費等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

## 小田原市規則第 2 2 号

小田原市学校給食費等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市学校給食費等に関する条例施行規則（令和 3 年小田原市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

小田原市学校給食費に関する条例施行規則

第 1 条中「小田原市学校給食費等に関する条例」を「小田原市学校給食費に関する条例」に改める。

第 3 条第 2 項を削る。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

区分	月額
<p>児童について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助で学校給食費に関するものが行われている場合の当該児童の保護者等（以下この表において「教育扶助受給者」という。）が負担する市立小学校の学校給食費</p>	<p>5,200円</p>
<p>教育扶助受給者以外の児童の保護者等が負担する市立小学校の学校給食費</p>	<p>0円</p>
<p>生徒について、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定により本市から就学に係る援助が行われている場合の当該生徒の保護者等（以下この表において「就学援助受給者」という。）が負担する市立中学校の学校給食費</p>	<p>0円</p>
<p>就学援助受給者以外の生徒の保護者等が負担する市立中学校の学校給食費</p>	<p>3,300円 （第3学年の生徒が3月において学校給食を受ける場合にあっては、1,280円）</p>

様式第1号及び様式第2号中「小田原市学校給食費等に関する条例施行規則」を「小田原市学校給食費に関する条例施行規則」に改め、「園・」を削り、「児童・生徒等」を「児童・生徒」に改める。

#### **附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、令和8年4月分以後の月分の学校給食費の月額について適用し、同年3月分以前の月分の学校給食費の月額については、なお従前の例による。

## 小田原市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則

### [改正理由]

救急ワークステーションの開設等に伴う所要の整備を行うため改正する。

### [内 容]

- 1 日勤救急隊の配置場所の変更に伴う救急課の事務分掌の整備（改正規則第1条関係）

日勤救急隊の配置場所が消防本部に変更されることに伴い、新たに救急活動に関する事務を救急課に分掌させることとする。（第3条関係）

- 2 救急ワークステーションの開設に伴う救急課の事務分掌の整備（改正規則第2条関係）

救急ワークステーションの開設に伴い、新たにその管理及び運営に関する事務を救急課に分掌させることとする。（第3条関係）

### [適 用]

- 1 日勤救急隊の配置場所の変更に伴う救急課の事務分掌の整備

令和 8 年 4 月 1 日

- 2 救急ワークステーションの開設に伴う救急課の事務分掌の整備

令和 8 年 5 月 4 日

小田原市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

## 小田原市規則第 2 3 号

小田原市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則

**第 1 条** 小田原市消防本部の組織に関する規則（昭和 4 5 年小田原市規則第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条救急課の事務分掌中(10)を(11)とし、(9)の次に次のように加える。

(10) 救急活動に関すること。

**第 2 条** 小田原市消防本部の組織に関する規則の一部を次のように改正する。

第 3 条救急課の事務分掌中(11)を(12)とし、(10)の次に次のように加える。

(11) 救急ワークステーションの管理及び運営に関すること。

### 附 則

この規則は、令和 8 年 5 月 4 日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

## 小田原市救急業務規則の一部を改正する規則

### [改正理由]

救急ワークステーションの開設に伴う所要の整備を行うため改正する。

### [内 容]

- 1 救急課職員による救急活動への従事に伴う規定の整備（第9条～第12条、第26条及び第38条関係）

救急ワークステーションに配置された救急課の職員が救急活動に従事することとなることに伴い、所属職員を指揮する者に消防長を追加することとする。

- 2 その他

規定を整備することとする。

### [適 用]

令和 8 年 5 月 4 日

小田原市救急業務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

## 小田原市規則第 2 4 号

小田原市救急業務規則の一部を改正する規則

小田原市救急業務規則（平成 2 年小田原市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条、第 1 0 条第 1 項、第 1 1 条第 2 項及び第 1 2 条第 2 項中「署長」を「消防長及び署長」に改める。

第 1 8 条第 3 号中「救急隊長が」を削る。

第 2 4 条の 2 第 1 項中「署長」を「所属長」に改め、「救急隊が」及び「搬送したこと若しくは当該救急隊の」を削り、「消防長」の次に「又は署長」を加え、同条第 2 項中「消防長」の次に「又は署長」を加える。

第 2 6 条各号列記以外の部分中「署長」を「消防長又は署長」に改める。

第 3 8 条第 1 項中「記入して、」の次に「消防長又は」を加え、同条第 3 項中「署長」を「消防長又は署長」に改める。

### 附 則

この規則は、令和 8 年 5 月 4 日から施行する。

## 小田原市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

### [改正理由]

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に基づく総務省告示が一部改正され、介護補償の月額が引き上げられることに伴い、本市の非常勤消防団員等の公務災害補償についてこれに応じた措置を講ずるため改正する。

### [内 容]

非常勤消防団員等の公務災害補償に係る介護補償の額のうち、親族等による介護が行われた場合における最低保障額の月額を次のように引き上げることとする。

(別表第4関係)

区 分	改 正 後	改 正 前
常時介護を要する状態	90,790円	85,490円
随時介護を要する状態	45,400円	42,700円

### [適 用]

令和8年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用

小田原市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

## 小田原市規則第 2 5 号

小田原市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市消防団員等公務災害補償条例施行規則（昭和 4 4 年小田原市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 常時介護を要する状態の項中「8 5, 4 9 0 円」を「9 0, 7 9 0 円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「4 2, 7 0 0 円」を「4 5, 4 0 0 円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の別表第 4 の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

## 橘地域認定こども園整備事業者選定委員会規則を廃止する規則

### [廃止理由]

小田原市附属機関設置条例が一部改正され、橘地域認定こども園整備事業者選定委員会が廃止されることに伴い、橘地域認定こども園整備事業者選定委員会規則を廃止する。

### [廃止年月日]

令和 8 年 4 月 1 日

橘地域認定こども園整備事業者選定委員会規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

## 小田原市規則第 2 6 号

橘地域認定こども園整備事業者選定委員会規則を廃止する規則

橘地域認定こども園整備事業者選定委員会規則（令和 5 年小田原市規則第 3 3 号）は、  
廃止する。

### 附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

## 小田原市財務規則の一部を改正する規則

### [改正理由]

証拠書類を電磁的記録にすることができることとする等のため改正する。

### [内 容]

#### 1 電磁的記録による証拠書類（第138条関係）

証拠書類であつて、市長が必要と認めるものは、当該証拠書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録にすることができることとする。

#### 2 組織機構の変更に伴う規定の整備（別表第1関係）

組織機構の変更に伴い、新設される課の予算主任を定める等の整備を行うこととする。

#### 3 幼保連携型認定こども園の保育料等の徴収に伴う規定及び様式の整備（別表第3、様式第31条の2及び様式第31条の3関係）

幼保連携型認定こども園の保育料並びに市立保育所及び市立幼保連携型認定こども園の給食費を徴収することに伴う規定及び様式の整備を行うこととする。

#### 4 地方税法の一部改正に伴う規定及び様式の整備（別表第3及び様式第31号の2～様式第31号の5関係）

地方税法が一部改正され、軽自動車税（種別割）の税目が軽自動車税に変更されることに伴う規定及び様式の整備を行うこととする。

### [適 用]

令和 8 年 4 月 1 日

小田原市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

**小田原市規則第 2 7 号**

小田原市財務規則の一部を改正する規則

小田原市財務規則（昭和39年小田原市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第138条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、証拠書類であつて、市長が必要と認めるものは、当該証拠書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録によることができる。

別表第1 広報広聴室の項の次に次のように加える。

コンプライアンス推進室	コンプライアンス推進係長
-------------	--------------

別表第1 中

政策調整課	未来創造係長
職員課	人事研修係長
コンプライアンス推進課	コンプライアンス推進係長
情報システム課	情報システム係長

を

財政課	財政係長
資産マネジメント課	資産マネジメント係長
デジタル推進課	デジタル推進係長

に、

財政課	財政係長
資産経営課	管理係長

を

職員課	人事研修係長
財産管理課	管理係長

に改める。

別表第1 スポーツ課の項の次に次のように加える。

小田原城総合管理事務所	計画係長
-------------	------

別表第1 子育て政策課の項を次のように改める。

子ども政策課	子ども政策係長
--------	---------

別表第1 青少年課の項及び商業振興課の項を削り、同表中

水産海浜課	水産振興係長
小田原城総合管理事務所	計画係長

を

水産海浜課	水産振興係長
-------	--------

に改める。

別表第3の(1)の表中「の種別割」を削り、

光学式文字読取装置で処理することができる収入済通知書を使用する保育所保育料の収納及び自動払込みによる保育所保育料の収納
---

を

光学式文字読取装置で処理することができる収入済通知書を使用する保育所保育料、幼保連携型認定こども園保育料、市立保育所給食費及び市立幼保連携型認定こども園給食費の収納並びに自動払込みによる保育所保育料、幼保連携型認定こども園保育料、市立保育所給食費及び市立幼保連携型認定こども園給食費の収納
--

に改める。

別表第3の(2)の表中「の種別割」を削る。

様式第31号の2及び様式第31号の3中「軽自動車税（種別割）」を「軽自動車

税」に、

<input type="checkbox"/> 保育所保育料	保育所名	児童名 (カタカナ)	児童生年月日 年 月 日
---------------------------------	------	------------	-----------------

を

<input type="checkbox"/> 保育所等保育料 <input type="checkbox"/> 市立保育所等給食費	保育所等名	児童名 (カタカナ)	児童生年月日 年 月 日
--	-------	------------	-----------------

に改める。

様式第31号の4及び様式第31号の5中「軽自動車税（種別割）」を「軽自動車税」に改める。

## 附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

## 小田原市市税条例施行規則の一部を改正する規則

### [改正理由]

地方税法の一部改正に伴う所要の整備を行うため改正する。

### [内 容]

軽自動車税（種別割）の税目が軽自動車税に変更されることに伴う所要の様式の整備を行うこととする。（第8条及び様式第6号関係）

### [適 用]

令和 8 年 4 月 1 日

小田原市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

## 小田原市規則第 2 8 号

小田原市市税条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市市税条例施行規則（昭和 5 0 年小田原市規則第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項第 2 号中「軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）」を「軽自動車税納税証明書（継続検査用）」に改める。

様式第 6 号中「軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）」を「軽自動車税納税証明書（継続検査用）」に、「軽自動車税（種別割）は」を「軽自動車税は」に改める。

### 附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

## 小田原市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

### [改正理由]

地方税法の一部改正に伴う所要の整備を行うため改正する。

### [内 容]

地方税法の条項に移動が生ずることに伴い、当該移動が生ずる条項を引用する規定を整備することとする。また、従来の自動車税及び軽自動車税の種別割の名称が自動車税及び軽自動車税に変更されることに伴い、これに応じた用語の整理を行うこととする。（第 35 条関係）

### [適 用]

令和 8 年 4 月 1 日

小田原市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

## 小田原市規則第 2 9 号

小田原市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市営住宅条例施行規則（平成 9 年小田原市規則第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 5 条第 1 号中「第 1 7 7 条の 1 7」を「第 1 6 4 条」に改め、「の種別割」を削り、「第 4 6 3 条の 2 3」を「第 4 5 6 条」に改める。

### 附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。